

旅費制度の見直しについて

【見直しの視点】

○：条例で規定、◎：人事委員会規則で規定、●：訓令等で任命権者が規定

①条例定額と実勢価格との乖離の解消 ②実態・運用に即した法令の整備 ③事務手続の簡素化・効率化 ④都費の適正な支出の確保

	種目等	国（主な改正内容）	都（現行制度）	都（主な改正内容）
交通費	鉄道賃	◇内国旅行における特急料金の支給について、現行の距離制限（片道100km以上）を廃止	○内国旅行における特別急行料金及び座席指定料金については、片道100km以上のものに限り支給 ●公務の必要上乗車する必要がある場合は、「のぞみ」号等の利用が可能	○近接地の区分を廃止し、現行の近接地外旅行のとおり支給 ○内国旅行における急行料金及び座席指定料金に係る距離制限を廃止 ●「のぞみ」号等の利用条件を廃止
	船賃	◇内国旅行において、運賃の等級が区分された船舶により旅行する場合の運賃の上限は「最下級」の運賃	○内国旅行において、運賃の等級が3階級に区分された船舶により旅行する場合の運賃は「中級」の運賃	○近接地の区分を廃止し、現行の近接地外旅行のとおり支給 ○左記の場合は、引き続き「中級」の運賃の利用が可能
	航空賃	◇内国旅行における実費額による支給を見直し、「最下級」の運賃を上限 ◇外国旅行において、4級以下の職員が旅行する場合は、原則として*「最下級」の運賃を支給 *24時間以上の飛行：最下級の直近上位	○内国旅行について、実費額を支給（実態としては、最も経済的である「下級」を利用） ●外国旅行において、5級以下の職員が旅行する場合は、飛行時間に限らず、原則として「下級」の運賃を支給	○近接地の区分を廃止し、現行の近接地外旅行のとおり支給 ○内国旅行について、「最下級」の運賃を上限 ●外国旅行における利用可能な等級については、現行の取扱いを維持
	その他の交通費（現行：車賃）	◇内国旅行における定額を廃止し、実費支給方式に変更	○原則、実費額を支給 ○公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により実費額によることができない場合、車賃の定額（路程1kmにつき37円）を支給	○レンタカー賃料等を新たに支給 ○実費額によることができない場合の定額支給については、現行の取扱いを維持

	種目等	国（主な改正内容）	都（現行制度）	都（主な改正内容）																
宿泊費等	宿泊費 （現行：宿泊料）	◇定額支給方式から実費支給方式（上限付き）に変更 ◇上限となる宿泊費基準額の、一夜当たりの金額等を以下のとおり規定 - 内国旅行の場合 （指定職以外の者）<table><tr><td>区分</td><td>都道府県ごと</td></tr><tr><td>金額</td><td>最高額：19,000円 （東京都等） 最低額：8,000円 （福島県等）</td></tr></table> - 外国旅行の場合 （指定職以外の者）<table><tr><td>区分</td><td>国・都市ごと</td></tr><tr><td>金額</td><td>最高額：59,000円 （アメリカ合衆国・ボストン） 最低額：8,000円 （インドネシア・メダン）</td></tr></table> ◇特別な事情がある場合は、上限額によらず当該宿泊に要する額を支給	区分	都道府県ごと	金額	最高額：19,000円 （東京都等） 最低額：8,000円 （福島県等）	区分	国・都市ごと	金額	最高額：59,000円 （アメリカ合衆国・ボストン） 最低額：8,000円 （インドネシア・メダン）	○旅行中の夜数に応じ一夜当たりの定額により支給 ○宿泊料金、夕朝食代及び宿泊に伴う諸雑費に充てるために支給 ○職務の級ごとに、宿泊料を以下のとおり規定 - 内国旅行の場合 （課長代理級以下の者）<table><tr><td>区分</td><td>甲、乙の2区分</td></tr><tr><td>金額</td><td>甲地方：11,000円 乙地方：10,000円</td></tr></table> - 外国旅行の場合 （課長代理級以下の者）<table><tr><td>区分</td><td>指定都市、甲、乙、丙の4区分</td></tr><tr><td>金額</td><td>指定都市：19,300円 甲地方：16,100円 乙地方：12,900円 丙地方：11,600円</td></tr></table>	区分	甲、乙の2区分	金額	甲地方：11,000円 乙地方：10,000円	区分	指定都市、甲、乙、丙の4区分	金額	指定都市：19,300円 甲地方：16,100円 乙地方：12,900円 丙地方：11,600円	【国と同様の改正】 ○定額支給方式から実費支給方式（上限付き）に変更 ○上限となる宿泊費基準額の、一夜当たりの金額等を国と同様に規定 ◎特別な事情がある場合は、上限額によらず当該宿泊に要する額を支給
	区分	都道府県ごと																		
金額	最高額：19,000円 （東京都等） 最低額：8,000円 （福島県等）																			
区分	国・都市ごと																			
金額	最高額：59,000円 （アメリカ合衆国・ボストン） 最低額：8,000円 （インドネシア・メダン）																			
区分	甲、乙の2区分																			
金額	甲地方：11,000円 乙地方：10,000円																			
区分	指定都市、甲、乙、丙の4区分																			
金額	指定都市：19,300円 甲地方：16,100円 乙地方：12,900円 丙地方：11,600円																			
	包括宿泊費 （新設）	◇パック旅行に充てる旅費として新設 ◇交通費及び宿泊費基準額の合計額の範囲内の実費額を支給	○規定なし	○国と同様の改正																

宿泊費（料）・宿泊手当の金額

< 参 考 >

内国

○現行

都市名	宿泊料
さいたま市・千葉市 特別区・横浜市 川崎市・相模原市 名古屋市・京都市 大阪市・堺市 神戸市・福岡市 広島市	11,000円
上記以外	10,000円

○改正後

都道府県名	宿泊費	宿泊手当
埼玉・東京・京都	19,000円	2,400円
福岡	18,000円	2,400円
千葉	17,000円	2,400円
神奈川・新潟	16,000円	2,400円
香川	15,000円	2,400円
熊本	14,000円	2,400円
北海道・岐阜・大阪 広島	13,000円	2,400円
山梨・兵庫・宮崎 鹿児島	12,000円	2,400円
青森・秋田・茨城 富山・長野・愛知 滋賀・奈良・和歌山 高知・佐賀・長崎 大分・沖縄	11,000円	2,400円
宮城・山形・栃木 群馬・福井・岡山 徳島・愛媛	10,000円	2,400円
岩手・石川・静岡 三重・島根	9,000円	2,400円
福島・鳥取・山口	8,000円	2,400円

外国（主な都市）

○現行

都市名	宿泊料
ニューヨーク（アメリカ）	19,300円
ロンドン（イギリス）	19,300円
パリ（フランス）	19,300円
シンガポール(シンガポール)	19,300円
シドニー（オーストラリア）	12,900円
ソウル（韓国）	12,900円
ベルリン（ドイツ）	16,100円
バンコク（タイ）	12,900円
北京（中国）	11,600円
台湾（中国）	11,600円
クアラルンプール(マレーシア)	12,900円

○改正後

宿泊費	宿泊手当
57,000円	5,400円
44,000円	5,400円
38,000円	5,400円
34,000円	5,400円
29,000円	5,400円
26,000円	5,400円
25,000円	5,400円
20,000円	5,400円
17,000円	5,100円
15,000円	5,100円
14,000円	5,100円

	種目等	国（主な改正内容）	都（現行制度）	都（主な改正内容）												
宿泊費等	宿泊手当 （現行：日当）	◇日当の構成要素から昼食代、目的地内の交通費を除外 ◇宿泊に伴う諸雑費（夕朝食代を含む）に充てるための費用を支給 ◇一夜当たりの定額として、宿泊手当を以下のとおり規定 - 内国旅行の場合<table><tr><td>区分</td><td>全ての地</td></tr><tr><td>金額</td><td>2,400円</td></tr></table> - 外国旅行の場合<table><tr><td>区分</td><td>国ごと</td></tr><tr><td>金額</td><td>最高額：5,400円 （アメリカ合衆国） 最低額：3,900円 （ブラジル）</td></tr></table> ◇朝食又は夕食に係る費用に相当するものが宿泊費に含まれる場合等は、減額して支給	区分	全ての地	金額	2,400円	区分	国ごと	金額	最高額：5,400円 （アメリカ合衆国） 最低額：3,900円 （ブラジル）	○旅行中の昼食費を含む諸雑費及び目的地内の交通費に充てるための費用を支給 ○外国旅行中の日数に応じ、一日当たりの定額として、以下のとおり規定 - 課長代理級以下の者<table><tr><td>区分</td><td>指定都市、甲、乙、丙の4区分</td></tr><tr><td>金額</td><td>指定都市：6,200円 甲地方：5,200円 乙地方：4,200円 丙地方：3,800円</td></tr></table> ○内国旅行については旅行雑費を支給 - 出張又は近接地内の赴任の場合 →公務上の必要により、やむを得ず負担した通話料金等の額 - 近接地外の赴任の場合 →1日につき1,100円	区分	指定都市、甲、乙、丙の4区分	金額	指定都市：6,200円 甲地方：5,200円 乙地方：4,200円 丙地方：3,800円	【国と同様の改正】 ○日当の構成要素から昼食代、目的地内の交通費を除外 ○宿泊に伴う諸雑費（夕朝食代を含む）に充てるための費用を支給 ○一夜当たりの定額として、宿泊手当を国と同様に規定 ●朝食又は夕食に係る費用に相当するものが宿泊費に含まれる場合等は、減額して支給
		区分	全ての地													
金額	2,400円															
区分	国ごと															
金額	最高額：5,400円 （アメリカ合衆国） 最低額：3,900円 （ブラジル）															
区分	指定都市、甲、乙、丙の4区分															
金額	指定都市：6,200円 甲地方：5,200円 乙地方：4,200円 丙地方：3,800円															

	種目等	国（主な改正内容）	都（現行制度）	都（主な改正内容）
転居費等	転居費 （現行：移転料）	◇新旧の在勤地の路程等に応じた定額支給方式から、新旧の居住地間の実費支給方式に変更 ◇複数の運送業者に見積り（外国旅行の場合は、一定の容積等の範囲内において見積り）をさせ、最も経済的なものを選択するときは、当該引越し費用を転居費の額として算定 ◇宅配便等を利用する場合は、上記の額を上限に当該引越しに要する実費を転居費の額として算定	○赴任に伴う住所又は居所の移転について支給 ○旧在勤地から新在勤地の路程等に応じて規定される額の範囲内の実費額により支給（内国旅行の場合）	○新旧の居住地間の実費支給方式に変更 ○複数の運送業者に見積り（外国旅行の場合は、一定の容積等の範囲内において見積り）をさせ（複数の見積りをさせることができない特別な事情がある場合を除く）、最も経済的なものを選択するときは、当該引越し費用を転居費の額として算定 ○宅配便等を利用する場合は、当該利用に要する実費額を支給
	着後滞在費 （現行：着後手当）	◇内国旅行の場合は5夜分、外国旅行の場合は10夜分を上限として、現に宿泊した夜数に係る宿泊費及び宿泊手当の合計額に相当する額を支給	○内国旅行の場合、旅行雑費5日分及び赴任に伴い住所又は居所を移転した地の存する地域の区分に応じた宿泊料5夜分の相当額を支給 ○外国旅行の場合、新在勤地の存する地域の区分に応じた日当10日分及び宿泊料10夜分の相当額を支給	○内国旅行の場合は5夜分、外国旅行の場合は10夜分を上限として、現に宿泊した夜数に係る宿泊費及び宿泊手当の合計額に相当する額を支給 ●赴任に伴い必要な滞在に限り、赴任前の宿泊を対象
	家族移転費 （現行：扶養親族移転料）	◇支給対象の扶養要件を改め、同居する家族（赴任を命ぜられた日において同居している者に限る）に支給 ◇現に支払った交通費及び着後滞在費相当額等について、職員に支給する額を上限に家族分を支給	○赴任に伴う扶養親族の移転について、必要な交通費及び着後手当等を支給 ○職員の配偶者、子及び父母等で主として職員の収入によって生計を維持しているものを対象に支給（内国旅行の場合）	○国と同様の改正

	種目等	国（主な改正内容）	都（現行制度）	都（主な改正内容）
その他の種目	渡航雑費 （現行：渡航手数料）	◇旅行雑費に支度料を統合し、外国旅行に要する雑費として、予防注射料及び旅券の交付手数料等に要する費用を支給 ◇保険料及び渡航時に必要な携行品の購入等に係る費用を支給対象に追加	○外国旅行に要する雑費として、予防注射料及び旅券の交付手数料等を実費額により支給 ○平成21年度に支度料を廃止	○その他外国旅行に必要なもの（保険料及び渡航時に必要な携行品の購入等に係る費用等）を支給対象に追加
	死亡手当	◇ 職員の子が死亡した場合を支給対象に追加	○職員又は配偶者が、外国の在勤地において死亡した場合等について、定額により支給	○国と同様の改正
その他	減額等の特例	◇同一地域に30日を超えて滞在する場合における旅費の減額に係る特例を廃止	○同一地域に滞在する場合における日当及び宿泊料は、15日を超える場合は定額の1/10、30日を超える場合は定額の2/10に相当するを減額 ●研修受講及び健康診断受診等のための旅費の一部を減額	○同一地域に滞在する場合における、旅費の減額に係る特例を廃止 ●研修受講及び健康診断受診等のための旅費の減額等に係る特例を廃止
	退職者等の旅費	◇退職等に伴う旅行又は本邦への帰住について、出張又は赴任の例に準じて計算した旅費を支給	○外国在勤の職員がその在勤地において退職等となった場合、退職等を知った日の翌日から本邦に帰住する前日までの日当・宿泊料（30日分を限度）、本邦への交通費及び移転料等を支給 ◎都の区域外の在勤地において退職した場合の帰住旅費は、退職時の在勤庁の 近接地以外 の地域に帰住する者（退職時の在勤庁の 近接地以外 から 当該近接地 へ赴任した者に限る。）に支給	○退職等に伴う旅行又は本邦への帰住について、出張又は赴任の例に準じて計算した旅費を支給 ◎都の区域外の在勤地において退職した場合の帰住旅費は、退職時の在勤庁と 同一の市町村以外 の地域に帰住する者（退職時の在勤庁と 同一の市町村以外 から 当該市町村 へ赴任した者に限る。）に支給

	種目等	国（主な改正内容）	都（現行制度）	都（主な改正内容）
その他	遺族等の旅費	◇職員が出張・赴任中に死亡した場合、死亡地から遺族の居住地までの往復の交通費等を支給	○職員が出張・赴任中に死亡した場合、死亡地から居住地（赴任の場合は新在勤地）までの往復の交通費等を支給	○国と同様の改正
	旅費の返納	◇旅行者が法律等に違反して旅費の支給を受けた場合に、当該旅費の返納を求める規定を新設 ◇上記に該当する場合、当該旅行者に対して支払う給与又は旅費の額から、返納が必要な金額に相当する額を差し引くことが可能	○支出担当者等は、過払金があった場合には、当該過払金を返納させなければならない旨を規定	○国と同様の改正

※ 会計年度任用職員の費用弁償については、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費及び宿泊手当を支給し、その支給方法及び算定方法は、常勤職員の例による。